

第 15 回北朝霞どんぶり王選手権実施要項

1 事業概要

朝霞市と朝霞市商工会並びに北朝霞商業振興会が連携し、北朝霞駅周辺の活性化のために、様々な事業を展開しています。そうした中で、北朝霞商業振興会が「第 15 回どんぶり王選手権」を開催し、市内の商店街及び飲食店の活性化、さらに、朝霞市の誇れる B 級グルメの創出を推進します。

(1) 事業名

第 15 回北朝霞どんぶり王選手権

(2) 事業目的

- ・北朝霞駅周辺及び市内商店街の活性化
- ・市内飲食店の P R と連携
- ・朝霞市のどんぶり B 級グルメメニューの開発

(3) 具体的事業の展開

- ・北朝霞どんぶり王選手権の投票・決定
- ・特色のあるどんぶりを販売する飲食店の P R
- ・特色のあるどんぶりメニューの P R

(4) 日 時

令和 9 年 3 月 21 日（日）午前 10 時 30 分から午後 3 時まで

(5) 会 場

朝霞市産業文化センター（建物内・第一、第二駐車場）及び前面道路

(6) 開 会 式

朝霞市産業文化センター 第二駐車場 午前 10 時 15 分から

(7) 販売時間（審査時間）

午前 10 時 30 分から午後 2 時まで

審査時間後（午後 3 時まで）も販売可能とします。

(8) 表 彰 式

朝霞市産業文化センター 第二駐車場 午後 2 時 30 分から

2 事業内容及び募集内容

(1) 出店数

最多 20 店舗程度

※出店者は下記優先度に基づいて決定します。

※出店希望者が予定出店数を超える場合も下記優先度を加味した抽選により決定します。

優先度①：北朝霞商業振興会会員

優先度②：朝霞市商工会会員

優先度③：朝霞市内に店舗をもつ事業者

優先度④：周辺市内（新座市、志木市、和光市）に店舗をもつ事業者

優先度⑤：過去 5 年どんぶり王選手権にて受賞履歴のある事業者

優先度⑥：その他

(2) 出 店 料

- ・ 出店料 20,000 円

※出店料の支払いについては出店決定時にご案内いたします。

出店者決定後のキャンセルにつきまして返金対応は致しかねます。

※大雪等により主催者がイベントを中止の判断を行った場合の出店料の返金
はございません。また出店者に生じた損害について、主催者は一切の責任を
負いません。

(3) 参加資格及び条件

- ①飲食店を営んでいる事業者のみ(週5日以上店内にて飲食可能)とし、後日
実店舗での販売が可能な事業者。

(キッチンカーやテント販売のみを行っている事業者は対象外とします。)

出店申込時に、店舗所在地、屋号、店舗名が写った店舗の外観写真の提出が
必須となります。

- ②12月初旬予定の出店者説明会(朝霞市内にて開催)に出席できる事業者。

出店説明会時、どんぶり容器サンプルをお渡しいたします。

期日までに(12月下旬予定)当日提供するどんぶりを実際に調理し画像デー
タにて提出を必須とします。その際主催者側の指定にお応えいただけない
場合には出店をお断りさせていただく場合がございます。

(4) イベント内容

- ・ 商品は、おわん 250 のどんぶり(※)を使用し、ご飯の上に食材を載せるも
のとしします。(麺類は不可)なお、必要食材の確保は、各出店者が行ってく
ださい。

- ・ 1 店舗の審査対象どんぶりの最大数は 300 杯とします。

- ・ 販売料金は、400 円(※)とします。

- ・ 食中毒対策のため、生もの等の火を通さない商品の出品は禁止とします。

それ以外のものを取り扱う場合にも、衛生管理を徹底してください。

- ・ 商品販売用のカトラリー類(箸、スプーン)は出店者が用意してください。

【主催者が配布するもの】

- ・ 商品販売用のどんぶりと投票棒は、300 セットを当日の朝配布します。

有料にて追加どんぶり 200 杯分まで購入可能。(投票棒の追加は不可)

(※) 内容は変更になる場合があります

(5) グランプリ等

- ・ 審査により、グランプリ 1 店舗、準グランプリ 1 店舗を表彰します。

- ・ グランプリ受賞者には、「第 15 回北朝霞どんぶり王選手権グランプリ」の
称号を与え、トロフィーを授与します。

なお、「広報あさか」及び朝霞市ホームページ等で発表させていただきます。

- ・ 表彰を受けた出店者は、当該商品メニューを選手権終了後の 3 ヶ月間、店
舗で提供することとします。

なお、店舗での販売価格は出店者の判断で構いません。

(6) 審査方法

- ・審査方法は、来場者による投票で決定します。
どんぶり 1 杯につき投票棒 1 本を配布していただき、来場者に投票していただきます。
得票の多かったどんぶりをグランプリ、次に多いどんぶりを準グランプリとします。
- ・投票用の棒以外は、審査の対象とせず数量には含みません。

(7) 販売時間

- ・審査対象の販売時間は、午前 10 時 30 分から午後 2 時 00 分までとします。
なお、審査時間後も午後 3 時 00 分までは、販売可能とします。

(8) 表彰式

- ・表彰式を午後 2 時 30 分から行いますので、全出店者は必ず出席してください。なお、表彰式の時間は変更となることがあります。

3 店舗設備等

(1) 販売ブース

- ・出店の配置は、出店説明会時に抽選を行い決定します。
- ・1 店舗当たりの販売ブースは、1 テントにつき 1 店舗 (3,600mm×2,700 mm) とします。なお、店舗数により大きさが変更となることがあります。
- ・出店者に店名(団体名)入りの吊り看板を用意しますので、来場者に明確になるよう設置してください。また、他の出店者の邪魔にならない範囲で出店者自身が用意した看板、のぼり旗の設置も可能です。なお、それらの備品については出店者が設置してください。

(2) 会場の設備・什器等

【主催者が用意するもの】

- ・販売用のテント、机 2 台、ブルーシート 1 枚

【出店者が必要に応じて用意するもの】

- ・電源(発電機等) コンロ、ガスボンベ、ガス、水、その他調理に必要な備品
- ・発電機、火気を使用する場合は、必ず、10 型粉末消火器 (有効期限内のもの) を 1 本出店者が設置してください。当日、消防署の点検が入ります。

(3) 搬入及び搬出

- ・搬入時間は午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分まで、搬出時間は午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分を予定しています。詳細は、説明会でお知らせします。
- ・搬入及び搬出は出店者が行ってください。
- ・車両の駐車場はありませんので、駅周辺の有料駐車場をご利用ください。

(4) 保健所・消防署への手続き

- ・保健所の食品営業許可に係る調理者全員の衛生検査(検便)を必ず行い、その結果通知を代表者が保管してください(後日保健所より提出が求められる場合がございます) なお、検査項目に陽性がでた従事者がいる場合には出店/調理は控えてください。(保健所の指示に従い対応してください)
- ・別紙「臨時出店の概要」を出店申込時に提出してください。なお、未提出での出店は認められません。なお、店舗平面図(レイアウト)には消火器・ガスボンベ等の位置をご記入ください。

4 注意事項

- (1) 出店申込者以外の出店や名義貸しでの出店は認めません。
- (2) 販売ブース以外での販売はできません。
- (3) 調理、販売ブースの運営は出店者が責任を持って行ってください。
拡声器、メガホン、マイクなどによる呼び込み、テント外における呼び込み、BGMの使用は禁止します。
- (4) 交通費、宿泊費等は出店者自身で負担してください。また、商品の売れ残りについて、主催者は責任を負いません。
- (5) 衛生面(特に食中毒)、火気の扱い、販売ブースの装飾や運営、スタッフ管理、接客対応等安全管理に十分配慮してください。
特に、ガスコンロ、ボンベ、発電機など、発火しやすいものについては、適切な管理を十分行ってください。
- (6) イベント途中で販売が終了となった場合でも、販売時間中は必ず販売ブースにスタッフを配置して対応してください。
- (7) 主催者が不適当と判断した行為があった場合は、出店・販売を中止していただく場合があります。これにより生じた損害について、主催者は一切の責任を負いません。
- (8) 出店者は12月初旬を目途に決定致します。決定以降の出店キャンセルはお控えください。出店キャンセルによる出店料の返金はありません。
- (9) 出店者の行為により事故等が発生した場合は、出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (10) 公共施設でのイベントとなりますので、販売ブース及びその周辺の清掃を必ず行ってください。また、油の処理や出店者が出したゴミにつきましては、必ず持ち帰るようにしてください。
- (11) どんぶり以外に飲料やその他の商品の販売は可能とします。
- (12) アルコール入りの商品を販売する場合は、未成年者にアルコールが入っているとわかる表示をして下さい。

5 出店申込み

(1) 申し込みは、電子申請にて受け付けます。

申込 URL :

https://apply.e-tumo.jp/city-asaka-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=128028&accessFrom=

電子申請が困難な方は、問合せ先までご相談ください。



(2) 申込み受付期間は令和 8 年 10 月 13 日(火) から令和 8 年 11 月 20 日(金) までです。

6 お問合せ

朝霞市役所産業振興課産業労働係

開庁日 月曜日～金曜日(土・日・祝は閉庁) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1-1-1 朝霞市役所 5 階 56 番窓口

電話 048-463-1903(直通) F A X 048-467-0770(代表)